

第13回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月12日(火)午後2時から午後2時52分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

会	長	14番	前川	正人							
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一				
		3番	伊東	登	5番	唯野	哲夫				
		6番	坂本	雄司	7番	後藤	義昭				
		8番	三國	実加	9番	小島	良金				
		11番	武島	竜太	12番	中和田	吉彦				
		13番	目黒	正一							

4. 欠席した農業委員(1人)

10番 佐藤 雄一

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 志賀 謙 寿

事務局次長兼農業振興係長 渡部 賢 治

事務局農地係長 橋本 庸 介

事務局主査 大河原 康 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和4年度第4号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第13回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第13回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席の届出は、10番佐藤雄一委員です。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。6月16日、木曜日、福島県農業会議第103回通常総会、福島市のパルセいいざかにおいて開催されまして、前川会長が出席しております。翌日の17日、金曜日、福島県農業者年金協議会第47回通常総会、こちらは、オンラインで前川会長が出席しております。6月19日、日曜日、マイナビ農林水産FEST、新規就農に係る相談会になりますが、仙台市において開催され、相馬市として参加をしております。農業委員会から武島委員、渡部次長が出席いたしまして、当日は、6名の方の相談に対応していただきました。6月30日、木曜日、第13回総会に係る議案を配布させていただいております。7月5日火曜日及び6日、水曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。7月8日、金曜日、相馬市でマイナンバーカード普及推進のために、相馬市マイナンバーカード普及推進協議会設立総会が開催され、農業委員会から、前川会長、目黒職務代理者、佐藤農業振興委員長、事務局長が出席しております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。12番中和田吉彦委員、13番目黒正一委員、ご両名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、5件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用の許可を受けた事業は、許可後3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は1年ごとに工事が完了するまで、定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが、許可の条件の一つとされています。提出された工事の進捗状況、完了報告については、計画どおり工事が行われているかどうか、現地調査にて確認をしているものです。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、5件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされております。また、農地を取得後、耕作者のあっせんの希望についても確認をしているものです。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん希望等はございませんでした。

最後に、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、66件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、いずれも耕作者変更のためとなっております。本総会の議案第6号として上程されておりますが、和田地区のは場整備事業によって換地処分後の地番に、利用権設定を再設定するため、今回解約書が提出されているものです。報告は、以上です。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員お願います。

2 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番についてご報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る7月3日に、被設定人の自宅を訪問し、本人より聞き取り調査を行いました。7月6日は、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。その結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、貸付地、不耕作地がないことを聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件、第3号信託契約の有無については、譲受人は、個人であるため、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、今まで借りて耕作していたので、これからも地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。

よって、許可基準第1号から第7号まですべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員願います。

12番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号2番についてご報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る7月5日に、11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査、聞き取りにより確認しております。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件であります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

よって、許可基準第1号から第7号まですべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第5条規定による許可申請についてを
議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めま
す。事務局。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1番
案件から5番案件について、事務局より審査内容等をご説明申し
上げます。

初めに、1番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のと
おりです。権利の取得者が、建売住宅建築用地を一部拡張するもの
であり、工事期間は、許可の日から24ヶ月を予定しております。
権利の移転、設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転
用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりで
あり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載の
とおり、土地改良区の意見書を添付しており、建築基準法第42条
第1項第5号の位置指定道路の事前協議済みであります。⑥併用
地の有無は、申請人の所有する原野及び公衆用道路があります。書
類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして、2番案件です。申請人及び申請地につきましては、
議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、太陽光発電設備用地
を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定し
ております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転(売買)に
なります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載

のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾、売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていることを確認しております。また、議案書に記載はありませんが、土地改良区の意見書を添付いただいております。

なお、補足になりますが、この案件は、農地転用面積が3,000平方メートルを超える案件のため、農地法に規定する県農業会議への意見聴取が必要な案件になります。そのため、本総会で「許可」との議決いただいた場合の事務手続きですが、7月25日に県農業会議が開催する第77回常設審議委員会へ意見聴取をし、その回答をいただいているからの許可となります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして、3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、建売住宅3棟を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、道路法第24条事前協議済みであり、また、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして、4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、店舗及び駐車場を建設するものであり、登記簿面積と実測面積が異なる申請地があるため、議案書記載の面積を2段書きしております。工事期間は、許可の日から7ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、賃借権の設定（35年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許・許可等の処分については、都市計画法第29条による開発許可同時申請があり、道路法第24条申請済みであります。また、法定外公共物占用許可申請と法定外公共物土木工事申請は、承認済みとなっております。⑥併用地の有無については、併用地があり、申請地と併せ、占用許可済みでございます。

なお、4番案件も、農地転用面積が3,000平方メートルを超える案件のため、県農業会議への意見聴取が必要な案件になり、県農業会議の第77回常設審議委員会へ意見聴取をし、その回答を

いただいてからの許可となります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が太陽光発電設備建設工事のための仮設事務所を設置するための一時転用であり、一時転用期間は、許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、賃借権の設定（3年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上です。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番、2番、3番について、担当委員挙手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番案件を報告いたします。去る7月5日に、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を実施いたしましたので、調査結果を代表して報告いたします。

初めに、1番案件を報告します。申請人、申請地は、議案書記載のとおりです。権利の移転設定内容は、建売住宅建築用地の一部拡張のための所有権の移転（売買）になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き区域用途区域外にある、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地内にありますので、第2種農地のその他の農地になります。許可基準第2号は、既に転用された建売住宅用地に接続した、建売住宅用地拡張のための転用申請でありますので、申請地以外での事業は不可能と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、2番案件ですが、申請人、申請地は、議案書記載のとおりです。権利の移転設定内容は、太陽光発電用地のための所有権の移転（売買）になります。許可基準第1号の立地基準について、申

請地は、非線引き区域用途区域外にある、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地内にありますので、第2種農地のその他の農地になります。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、申請地以外での事業は不可能と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、3番案件ですが、申請人、申請地は、議案書記載のとおりです。権利の移転設定内容は、建売住宅建築のための所有権の移転（売買）になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域内の第1種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地になります。したがって、許可基準第2号は該当しません。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議長 続いて、案件4番について、担当委員举手願います。12番中和田吉彦委員お願いします。

12番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件について報告いたします。申請人、申請地については、議案書記載のとおりです。去る7月5日、11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。

権利の移転設定内容は、賃借権の設定になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が50メートル以内の間隔で、概ね50戸の家屋等がありますので、第3種農地の市街地内農地の要件に該当し、立地基準は満たしております。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障は

ないものと判断いたしました。

地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、案件5番について、担当委員举手願います。3番伊東登委員をお願いします。

3 番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請、5番案件について、ご報告いたします。去る7月6日、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地の周辺は、基盤整備された農地であり、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第1種農地と判断しました。しかし、この案件は、不許可の例外事業の、一時転用事業に該当します。次に、許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番目黒正一委員願います。

13番 議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請について、去る7月5日、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人で現地調査を行いましたので、調査委員を代表してご報告いたします。

番号1番、2番をまとめて報告いたします。申請地の現状は、資材置場として申請があったものの、一部が太陽光発電用地として使われていたため、資材置場として使用していた経過がわかる上申書及び当時の衛星写真で総合的に判断し、資材置場として許可の条件を履行していたものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断しました。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、事務局より補足説明いたします。議案第3号につきましては、昭和59年11月に転用事業は完了しております。平成25年頃、会社の事業見直しにより外線工事を廃止した結果、申請地で、資材置場として利用しない部分が生じたため、土地の有効利用を図るため、太陽光発電を実施しておりました。提出された上申書により、事業完了後から平成25年まで、約30年間にわたって資材置場として使用していたことを確認しております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 の声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」 の声)

議 長

討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。番号1番について、担当委員挙手願います。13番目黒正一委員をお願いします。

13番

議案第4号現況確認証明申請について、番号1番を報告いたします。

去る7月5日、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を実施いたしました。調査委員を代表してご報告いたします。

枝番1番から3番については農地、枝番4、5は原野、枝番6は農地、枝番7は原野と判断いたしました。以上でございます。

議 長

続いて、番号2番、3番、4番について、担当委員挙手願います。

3 番

議案第4号 現況確認証明申請について、番号2番から4番について、去る7月6日に、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、調査結果を代表して報告いたします。

初めに、番号2番中、枝番1については、申請地目は原野となっておりますが、農地と判断しました。枝番2については、申請地目のとおり、山林と判断しました。

続いて、番号3番中、枝番1については、申請地目のとおり山林として判断をしましたが、枝番2から枝番4については、申請地目は山林となっておりますが、原野であると判断しました。枝番5については、申請地目は原野となっておりますが、農地であると判断

しました。

続いて、番号4番については、いずれも申請地目のとおり、原野であると判断をしました。以上、報告いたします。

議 長 次 に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特 にご ざ い ま せ ん。

議 長 質 疑 あ り ま せ ん か。ご 発 言 願 い ま す。

(「 な し。」 と の 声)

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。次 に 討 論 に 入 り ま す。
ご 発 言 願 い ま す。

(「 な し。」 と の 声)

議 長 討 論 な し と 認 め ま す。採 決 い た し ま す。

本件に関し、番号1の枝番1、2、3、6、番号2の枝番1、番号3の枝番5を除き、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「 異 議 な し。」 と の 声)

議 長 ご 異 議 な し と 認 め ま す。よ っ て、議 案 第 4 号 現 況 確 認 証 明 申 請 に つ い て は、番 号 1 の 枝 番 1、2、3、6、番 号 2 の 枝 番 1、番 号 3 の 枝 番 5 を 除 き、委 員 報 告 の と お り、証 明 す る こ と に 決 せ ら れ ま し た。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から33番までの33件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「 異 議 な し。」 と の 声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。

 こちらの非農地判断については、農地法第30条の規定により、毎年、農業委員会で実施している農地利用状況調査にて、復旧が困難な農地として判断された農地について、改めて現地調査を実施し、総会の議案として、「農地」に該当するか否かの判断についてご議決いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を、参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せて、ご参照いただければと思います。説明は、以上になります。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番から11番について、担当委員挙手願います。13番目黒正一委員願います。

13番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る7月5日、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を実施してまいりましたので、調査委員を代表してご報告いたします。

 番号1番から11番まで、すべて非農地と判断しました。

 なお、1番から6番までは山林、7番から11番までは、原野と判断してまいりました。以上でございます。

議 長 続いて、番号12番から33番について、担当委員挙手願います。1番丹野義基委員願います。

1 番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、番号12番から33番までについて報告いたします。去る7月6日、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施してまいりましたので、調査委員を代表して、結果を報告いたします。

 番号12番から14番は、現況が山林化しており、山林と判断し

ました。15番は原野、16番は山林と判断しました。17番は、登記地目が田となっておりますが、山砂を客土して畑の状態でありましたので、農地と判断しました。18番から19番は原野、20番は山林、21番から22番は原野、23番から33番までは山林と判断しました。この様に、17番を農地と判断した以外は、すべて非農地と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、番号17番を除く32件について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、番号17番を除く32件について、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号令和4年度第4号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第6号中、番号1番から3番については、12番中和田吉彦委員が、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、議案第6号中、番号1番から3番を抽出し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。12番中和田吉彦委員は、暫時の間、退場願います。

(12 番中和田吉彦委員 退場)

議 長 議案第 6 号、番号 1 番から 3 番の 3 件について、相馬市農業委員会規則第 8 条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 6 号令和 4 年度第 4 号農用地利用集積計画について、番号 1 番から 3 番について、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、農地中間管理機構を通じた借入れ、転貸一括方式による利用権設定となっております。

いずれも新規となつてございますが、こちらは、和田地区ほ場整備事業の一時利用地として、これまでも利用権設定がなされておりましたが、今般、換地処分により、所在地番、地籍等が確定したことから、一時利用地の契約を一旦解約し、改めて契約するものでございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、番号1番から3番、令和4年度第3号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

12番中和田吉彦委員の入場を認めます。

(12番中和田吉彦委員 入場)

議 長 12番中和田吉彦委員にご報告いたします。議案第6号、番号1番から3番、令和4年度第3号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。議案第6号、番号4番から88番までの85件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和4年度第4号農用地利用集積計画について、番号4番から88番について、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、農地中間管理機構を通じた借入れ、転貸一括方式による利用権設定となっております。

いずれも新規となっておりませんが、こちらも、先ほどと同様に、和田地区ほ場整備事業の一時利用地として、これまでも利用権設定がなされておりましたが、今般、換地処分により、所在地番、地籍が確定したことから、一時利用地の契約を一旦解約し、改めて契約するものでございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、番号4番から88番、令和4年度第4号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第7号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画についてを議題といたします。議案第7号番号1番から2番の2件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、事務局よりご説明いたします。こちらは、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなさ

れておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契約はそのままに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積、配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第6号とは別に提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第13回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 12番 中和田 吉彦

議事録署名委員 13番 目黒 正一